

一緒に守ろう 狂犬病のない



ダブルな社会

犬の飼い主は、狂犬病予防法に定められた以下の義務を守りましょう。

- ① 飼い犬の登録 ② 狂犬病予防注射の接種 ③ 鑑札・注射済票の装着

狂犬病は、犬だけでなく、人にもうつる病気です。
発症した場合、ほぼ100パーセント死に至ります。



詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「狂犬病について」をご覧ください。

狂犬病 厚生労働省

検索

お問い合わせは最寄りの
保健所、市町村の担当窓口まで。

